

## 第4回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班

### 議事次第

日時:平成22年1月26日

15:00~17:00

場所:厚生労働省17階専用第19会議室

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

- (1) 改正臓器移植法の一部施行について
- (2) 今後の検討課題とスケジュールについて
- (3) 今後の検討課題について
- (4) その他

#### 3. 閉 会

#### 〈配布資料〉

- 資料1 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
- 資料2 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について
- 資料3 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の概要
- 資料4 改正法の施行に向けた検討課題及びスケジュールについて
- 資料5 今後の検討課題について

#### 〈配布資料〉

- 参考資料1 臓器の移植に関する法律施行規則新旧対照表
- 参考資料2 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)新旧対照表
- 参考資料3 検討課題に関する国会及び審議会での議論の状況について

「臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令」  
について（概要）

1 改正の概要

- ① 脳死判定又は臓器摘出を行った医師が作成する記録等について、  
親族に対し臓器を優先的に提供する意思に関する規定を加えること。

＜改正箇所＞臓器の移植に関する法律施行規則第5条・第6条

＜根拠規定＞臓器の移植に関する法律第10条第1項

- ② あっせん機関は、臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合であって、当該意思により当該親族が移植術を受けたときには、その作成する帳簿に次の書類を添付すること。

一 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示した書面の写し

二 臓器の摘出を受けた者と当該臓器を使用した移植術を受けた者との親族関係を明らかにすることができる書類

＜改正箇所＞臓器の移植に関する法律施行規則第13条

＜根拠規定＞臓器の移植に関する法律第14条

2 施行日

平成22年1月17日

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）  
の一部改正について

改正の概要

(1) 親族の範囲

臓器を優先的に提供する意思表示に関して、法律に規定する「親族」の範囲は、立法者の意思を踏まえて限定的に解釈し、配偶者、子及び父母※とする。

※ 配偶者は、いわゆる法律婚に限り、事実婚は含まない。

子及び父母には、特別養子縁組(子の利益のため特に必要と認められる場合に、家庭裁判所の審判により成立する養子縁組)による養子及び養父母を含む。

(2) 親族優先提供の意思表示

① 親族優先提供の意思は、臓器提供の意思に併せて、書面により表示する。

② 優先提供する親族を指定した意思が表示（個人名を記載）されていた場合も、その者を含む親族全体へ優先提供する意思表示として取り扱う。

(3) 留意事項

① 親族優先提供の意思表示があつた場合でも、医学的な理由から、必ずしも親族に対し移植術が行われるとは限らない。

② 親族優先提供を目的とした自殺を防ぐ必要があるため、移植希望者(レシピエント)登録をした親族がいる者が、親族優先提供の意思表示を行い、自殺を図ったときは、親族への優先提供は行われぬ。

※ この場合、親族も含めた移植希望者全体から、医学的基準により移植を受ける者を選定する。

③ 親族以外の者に優先提供する意思が、臓器提供の意思に併せて表示されていた場合は、優先提供に係る意思表示については無効となる。

④ 臓器の提供先を限定し、その他の者への提供を拒否する意思が明らかである場合は、親族に限定する場合も含め、脳死・心臓死の区別や臓器の別に関わらず、脳死判定及び臓器摘出は見合わせる。

施行日

平成22年1月17日

## 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の概要

### 1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

### 2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
  - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
  - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
  - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
  - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

### 3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

### 4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

### 5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

		現行法	改正法	施行日
1	親族に対する優先提供	○当面見合わせる(ガイドライン)	○臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年 1月17日
2	脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと（現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり、家族の書面による承諾があること	平成22年 7月17日
	小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効とする（ガイドライン）	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能となる	
3	普及・啓発活動等	（規定なし）	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4	被虐待児への対応	（規定なし）	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	

## 改正法の施行に向けた検討課題及びスケジュールについて

## 1. 検討課題

## I. 小児からの臓器提供に関する課題

- 1 小児の脳死判定基準等について
- 2 被虐待児の取扱いについて
- 3 15歳未満の者による拒否の意思表示について

## II. 本人が意思表示していない場合における臓器提供に関する課題

- 1 意思表示していないことの確認について
- 2 脳死判定・臓器摘出について承諾する家族・遺族の範囲について
- 3 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

## III. 普及啓発等に関する課題

- 1 臓器提供意思表示カードについて
- 2 意思表示登録システムについて
- 3 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 4 普及啓発の内容について

## IV. 臓器移植の実施に係る課題

- 1 ドナー適応基準及びレシピエント選択基準の見直しについて
- 2 臓器移植に係る体制整備について

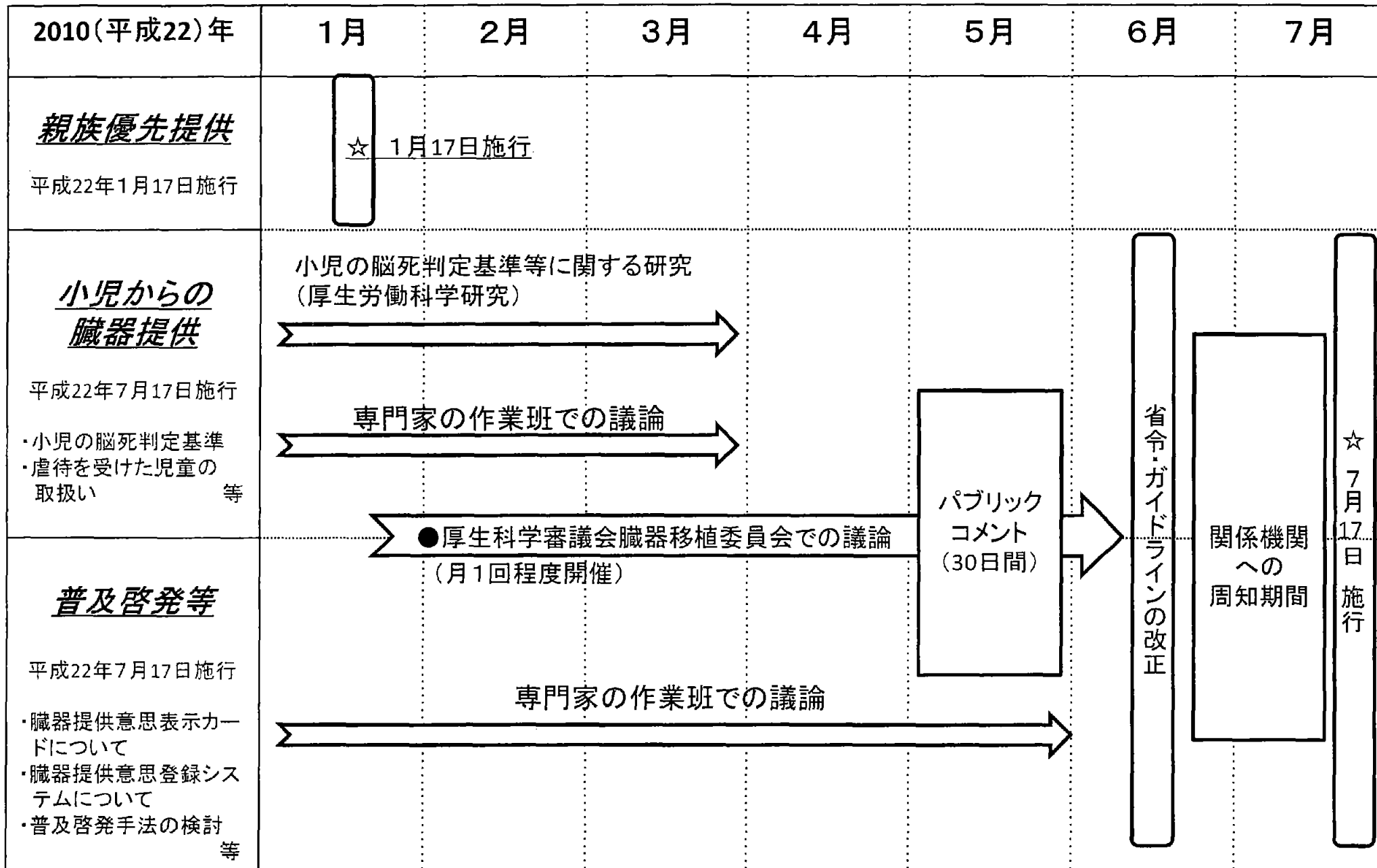
等

## 2. 改正法の施行に向けたスケジュール（案）

施行期日は公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）と規定されている（親族優先提供に係る部分については、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日））。

具体的スケジュール（案）については、別添1参照。

○改正臓器移植法7月施行までのスケジュール(案)



主な検討課題

I 小児からの臓器提供

- 小児の脳死判定基準等について
- 被虐待児の取扱いについて
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について

II 本人意思が不明の場合

- 意思表示していないことの確認について
- 脳死判定・臓器摘出について承諾する家族・遺族の範囲について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

III 普及啓発等

- 臓器提供意思表示カードについて
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 普及啓発の内容について

IV 臓器移植の実施に係る課題

- ドナー適応基準、レシピエント選択基準について
- 臓器移植に係る体制整備について 等

専門的な検討を行う体制の整備

検討体制

臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班

- 親族の範囲について
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて 等

臓器移植に係る普及啓発に関する作業班

- ドナーカードの様式について
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の方法について 等

臓器毎による作業班

- 親族優先、小児からの臓器提供等に伴うドナー適応基準、レシピエント選択基準について

厚生労働科学研究 研究班

- 小児の脳死判定基準
  - 臓器提供施設の体制整備  
(脳死下での小児臓器提供を行う施設としての要件)
  - 臓器移植における虐待を受けた児童への対策 等
- 研究代表者：貫井英明先生  
研究分担者：横田裕行先生、山田不二子先生  
畑澤順先生
- 研究期間：平成21年度

検討内容の報告

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

審議・パブリックコメントを経て省令やガイドラインの策定へ



## 今後の検討課題について

### 【脳死判定・臓器摘出の要件の改正に伴う検討課題】

- 1 臓器提供の意思が不明な者（15歳以上の者）について、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について
- 2 小児（15歳未満の者）について、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について
- 3 小児（15歳未満の者）が表示した「臓器を提供しない意思」の取扱いについて
- 4 臓器を提供しない意思を表示していなかったことを確認する手段及び手順について

### 【改正臓器移植法附則第5項に伴う検討課題】

- 5 附則第5項（検討規定）に規定する「虐待を受けた児童」の範囲について
- 6 虐待を受けた児童に関し、臓器が提供されることのないようにする児童の年齢について

## 【脳死判定・臓器摘出の要件の改正に伴う検討課題】

### (検討課題1)

本人（15歳以上の者）の臓器提供の意思が不明の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

現 行 制 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>臓器を提供する意思を表示している者についての、脳死判定・臓器摘出を承諾することができる法に規定する「遺族（家族）」の範囲は、ガイドラインにおいて、「原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族」とされ、喪主又は祭祀主宰者が「遺族（家族）」の総意を取りまとめるものとされている。</li> <li>また、心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植については、臓器移植法附則第4条の規定により、<u>遺族からの書面により承諾を得た上で、摘出が可能（※）</u>であり、この場合の「遺族」の範囲も上記と同様の取扱いとなっている。</li> </ul> <p>(※)本人が生存中に眼球又は腎臓を提供する意思を書面により表示していない場合（当該意思がないことを表示している場合を除く。）</p>
論 点	現行制度を踏まえ、改正法の下で、本人意思が不明の場合に脳死判定・臓器摘出の承諾をすることができる家族・遺族の範囲についてどう考えるか。

### (検討課題2)

小児（15歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

現 行 制 度	<p>心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植については、臓器移植法附則第4条の規定により、遺族から書面により承諾を得た上で、摘出が可能（※）である。小児（15歳未満の者）についても、遺族からの書面による承諾があれば摘出が可能であり、この場合の「遺族」の範囲も15歳以上の者と同様の取扱いとなる。</p> <p>(※)本人が生存中に眼球又は腎臓を提供する意思を書面により表示していない場合（当該意思がないことを表示している場合を除く。）</p>
論 点	現行制度を踏まえ、改正法の下で、本人意思が不明の場合に脳死判定・臓器摘出の承諾をすることができる家族・遺族の範囲についてどう考えるか。

(検討課題3)

小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思表示について

現 行 制 度	<p>「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）においては、臓器提供に係る意思表示の有効性については、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、<u>民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこととされている。</u></p> <p>また、知的障害者等の意思表示については、一律にその意思表示を有効と取り扱わない運用は適当ではないが、これらの者の意思表示の取扱いについては、<u>今後さらに検討すべきものであることから、主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等であることが判明した場合においては、当面、法に基づく脳死判定は見合わせることとされている。</u></p>
論 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改正法に係る国会審議の過程において、小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思は有効とされているが、年齢については制限を設けないということが良いか。</li><li>・ 改正法に係る国会審議の過程において、知的障害者等については、脳死判定を見合わせるとする現行のガイドラインを維持することとされているが、15歳未満の知的障害者等についても同様の取扱いが良いか。</li></ul>

(検討課題4)

臓器を提供しない意思を示していなかったことを確認する手段及び手順について

現 行 制 度	現行法の下での臓器提供においては、本人の臓器を提供する意思が書面により表示されていることが臓器摘出の要件であるが、書面により臓器を提供する意思が示されている場合にあっても、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 臓器提供意思登録システムに「臓器を提供しない意思」が登録されていないか</li><li>・ 家族に、書面により示された臓器を提供する意思が本人の意思と相違ないか</li></ul> を確認している。
論 点	臓器を提供しない意思を示す手段としては、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 臓器提供意思表示カードへの記載すること</li><li>・ 臓器提供意思登録システムへの登録すること</li><li>・ 家族へその旨を伝えること</li></ul> があり、これらについて確認することが考えられるが、これら以外に確認すべき事項はあるか。

## 【改正臓器移植法附則第5項に伴う検討課題】

### ○臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 附 則

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### ※1 附則第5項に係る検討体制

移植医療に係る業務に従事する者が、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する方策については、現在、厚生労働科学研究において検討を進めているところ。

脳死判定・臓器摘出を行わない「虐待を受けた児童」の範囲や、当該児童の臓器提供に関する意思の取扱いについては、附則第5項の趣旨を踏まえ、本作業班において検討を進める。

#### ※2 改正法に係る国会審議を踏まえた附則第5項の趣旨

ア 児童虐待を行った者は、被害者である児童の利益を考慮して、脳死判定・臓器摘出について判断する立場にないと考えられること

イ 臓器摘出が虐待を行った事実の隠滅に利用されてはならないこと

から、虐待を受けた児童から臓器が提供されないようにする必要があるとの趣旨と解される

#### (検討課題5)

#### 附則第5項に規定する「虐待を受けた児童」の範囲について

論 点	改正法の国会審議を踏まえると、 ① 脳死又は心停止となった直接の原因が虐待である若しくはその疑いがある児童 又は ② ①であることが確認できない場合でも、過去に虐待を受けていた事実若しくはその疑いがある児童 が考えられるが、医療現場の実態等を踏まえ、どのように考えるか。
--------	---

(検討課題6)

虐待を受けた児童に関し、臓器が提供されることのないようにする児童の年齢について

論 点	<p>児童虐待防止法の対象となる児童は18歳未満の者とされているところであるが、</p> <p>① 18歳未満の者が虐待を受けていた場合に、臓器提供を見合わせるとするか。</p> <p>又は</p> <p>② 15歳未満の者が虐待を受けていた場合に、臓器提供を見合わせるとするか。</p>
--------	--

○臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後	現行
<p>(判定に関する記録)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十一の二 判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、その旨</p> <p>十二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し</p> <p>三 (略)</p> <p>(臓器の摘出に関する記録)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十三の二 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、その旨</p> <p>十四〇十五 (略)</p>	<p>(判定に関する記録)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p> <p>(臓器の摘出に関する記録)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十四〇十五 (略)</p>

(傍線の部分は改正部分)

<p>2 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(臓器のあっせん帳簿)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 臓器あっせん機関は、その行った臓器のあっせんについて、臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合であつて、当該意思により当該親族が移植を受けたときには、前項の帳簿に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示した書面の写し</p> <p>二 臓器の摘出を受けた者と当該臓器を使用した移植術を受けた者との親族関係を明らかにすることができる書類</p>	<p>(臓器のあっせん帳簿)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(新設)</p>



臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）一部改正新旧対照表  
（傍線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 書面による意思表示ができる年齢等に関する事項 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)における臓器提供に係る意思表示(親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思表示を含む。)の有効性について、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。</p> <p>知的障害者等の意思表示については、一律にその意思表示を有効と取り扱わない運用は適当ではないが、これらの者の意思表示の取扱いについては、今後さらに検討すべきものであることから、主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等であることが判明した場合においては、当面、法に基づく脳死判定は見合わせること。 (削除)</p>	<p>第1 書面による意思表示ができる年齢等に関する事項 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)における臓器提供に係る意思表示の有効性について、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。</p> <p>知的障害者等の意思表示については、一律にその意思表示を有効と取り扱わない運用は適当ではないが、これらの者の意思表示の取扱いについては、今後さらに検討すべきものであることから、主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等であることが判明した場合においては、当面、法に基づく脳死判定は見合わせること。</p> <p><u>臓器の提供先を指定する意思が書面により表示されていた場合は、脳死・心臓死の区別や臓器の別にかかわらず、親族に限定する場合も含めて、当面、当該提供先を指定する意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器の摘出は見合わせる</u>こと。</p>
<p>第2 親族への優先提供の意思表示等に関する事項</p> <p>1 親族の範囲 臓器を優先的に提供する意思表示に関して法に規定する「親族」の範囲については、<u>立法者の意思を踏まえて限定的に解釈し、配偶者、子及び父母とすること。この場合において、配偶者については、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除き、養子及び養父母については、民法上の特別養子縁組によるものに限ること。</u></p> <p>2 意思表示の方法 親族に対し臓器を優先的に提供する意思は、<u>移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、書面により表示することができること。</u> また、特定の親族を指定し、当該親族に対し臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合には、<u>当該臓器を当該親族を含む親族全体(1に規定する範囲の配偶者、子及び父母)へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。</u></p> <p>3 親族関係等の確認 親族への優先的な臓器のあっせん之际には、<u>親族関係及び当該親族本人であることについて、公的証明書により確認するこ</u></p>	<p>(新設)</p>

と。  
親族関係について、移植希望者（レシピエント）の選択の際に親族関係を確認できる公的証明書の手が困難であることが明らかな場合には、入手可能なその他の公的証明書及び家族・遺族（複数が望ましい。）からの証言により、移植希望者（レシピエント）の選択を開始して差し支えないこと。ただし、可能な限り速やかに親族関係を確認できる公的証明書により確認すること。

#### 4 留意事項

(1) 親族へ臓器を優先的に提供する意思表示が有効に行われていた場合であっても、医学的な理由から、必ずしも親族に対し移植術が行われるとは限らないこと。

(2) 親族へ臓器を優先的に提供することを目的とした自殺については、これを防ぐ必要があること。

このため、親族のうちに移植希望者（レシピエント）登録をした者がいる者が親族へ臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合に、当該意思表示を行った者が自殺を図ったときには、親族への優先的な臓器のあっせんは行わないこと。この場合には、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思が書面により表示されていたものとして取り扱うこと。

(3) 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、親族（1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）以外の者に対し、臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合は、優先提供に係る意思表示は無効であること。この場合には、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思が書面により表示されていたものとして取り扱うこと。

(4) 臓器の提供先を特定の者に限定する意思が書面により表示されており、その他の者に対する臓器提供を拒否する意思が明らかである場合は、親族に限定する場合も含め、脳死・心臓死の区別や臓器の別に関わらず、当該意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器摘出は見合わせること。

#### 第3～4 (略)

第5 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項

1～2 (略)

3 連絡を受けた臓器移植ネットワークにおいては、直ちにコーディネーターを派遣すること。派遣されたコーディネーターは、主治医から説明者として家族に紹介を受けた後に、家族に対して、脳死判定の概要、

#### 第2～3 (略)

第4 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項

1～2 (略)

3 連絡を受けた臓器移植ネットワークにおいては、直ちにコーディネーターを派遣すること。派遣されたコーディネーターは、主治医から説明者として家族に紹介を受けた後に、家族に対して、脳死判定の概要、

臓器移植を前提として法に規定する脳死判定により脳死と判定された場合には、法において人の死とされていること、本人が臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面で表示し、かつ、家族が臓器提供及び脳死判定を拒まない場合に、脳死した本人から臓器を摘出することができること等について必要な説明を行うとともに、本人が書面により脳死の判定に従い、かつ臓器提供に関する意思を表示しているか否かについて、また親族に対して臓器を優先的に提供する意思を表示しているか否かについて書面により確認すること。また、家族が、脳死判定を行うこと及び臓器を提供することを拒まない意思があるか否かについて確認すること。

臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を表示していることが書面により確認された場合には、親族への優先提供に関して必要な説明を行うとともに、該当する親族の有無及び当該親族の移植希望者（レシピエント）登録の有無について把握すること。

主治医は、家族が希望する場合には、これらの者の説明に立ち会うことができること。

なお、説明に当たっては、脳死判定を行うこと及び臓器を提供することに関する家族の承諾の任意性の担保に配慮し、承諾を強要するような言動があってはならず、説明の途中で家族が説明の継続を拒んだ場合は、その意思を尊重すること。また、家族の置かれている状況にかんがみ、家族の心情に配慮しつつ説明を行うこと。

4 (略)

第6～14 (略)

臓器移植を前提として法に規定する脳死判定により脳死と判定された場合には、法において人の死とされていること、本人が臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面で表示し、かつ、家族が臓器提供及び脳死判定を拒まない場合に、脳死した本人から臓器を摘出することができること等について必要な説明を行うとともに、本人が書面により脳死の判定に従い、かつ臓器提供に関する意思を表示しているか否かについて書面により確認すること。また、家族が、脳死判定を行うこと及び臓器を提供することを拒まない意思があるか否かについて確認すること。

主治医は、家族が希望する場合には、これらの者の説明に立ち会うことができること。

なお、説明に当たっては、脳死判定を行うこと及び臓器を提供することに関する家族の承諾の任意性の担保に配慮し、承諾を強要するような言動があってはならず、説明の途中で家族が説明の継続を拒んだ場合は、その意思を尊重すること。また、家族の置かれている状況にかんがみ、家族の心情に配慮しつつ説明を行うこと。

4 (略)

第5～13 (略)

## 検討課題に関する国会及び審議会での議論の状況について

## (検討課題1) 関係

本人（15歳以上の者）の臓器提供の意思が不明の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

- （略）現行法の下では、遺族のオプティンゲインを要求しないにもかかわらずオプティンゲインのような運用がされている。そうだとすると、今回この法律が変わって書面による同意を要求したということになっても、恐らく同じ運用でいくのではないかと思います。

（平成21年9月15日臓器移植委員会 町野委員）

## (検討課題2) 関係

小児（15歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

- （略）提供する方の家族の方の話は二親等であり、喪主がまとめるということをおっしゃっておられたし、ガイドラインにもそう書いてあるのですけれども、対象に子どもが入ったときには、喪主がまとめるというのは非常に危険だろうと思っています。

やはり個人の方々の意見をきちんと聴取しないと、父親に母親が引っ張られて自分の意見が言えないということはかなり多いので、その辺はきちんと考えていかなければいけない範囲かなと思いました。

（平成21年9月15日臓器移植委員会 奥山委員）

## (検討課題3) 関係

小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について

- （略）現行法においては、民法上の遺言可能年齢を参考に十五歳以上の者の臓器提供に係る意思表示を有効なものとして取り扱うこととされているところであります。この点についてはA案も同様の考え方を取っております。

ただし、十五歳未満の者についても臓器提供を拒否する意思表示はできることとされていることから、子供の年齢に応じたきめ細やかな普及啓発措置が講じられるものと考えております。

子供に関しても、拒否に関しては意思表示は有効というふうに考えておりますので、先生御指摘のように、きめの細やかな普及啓発活動というのは必要だと考えております。

(平成21年7月7日参議院厚生労働委員会提案者山内康一議員)

- (略) 知的障害者の方々についてのお取扱いについてのガイドライン、これは今後も維持すべきだというふうに思っております。

そして、なぜかといえば、その拒否の思いがあられるかもしれない、しかしその拒否の思いそのものが適切に御本人が表示することができないかもしれない。こういうことを考えると、私は、現在、知的障害者の方々等の取扱いについて慎重であるというガイドラインは引き続き重要だというふうに思っております。

(平成21年7月9日参議院厚生労働委員会提案者福島豊議員)

#### (検討課題4) 関係

臓器を提供しない意思を表示していなかったことを確認する手段及び手順について

- (略) 例えば、ノドナーカードが見つからなかったというようなことがないように、移植ネットワークに拒否の意思表示を登録することができるようにしようと思っております。それは、そこに確認をすれば拒否の意思があることが明確になるわけですから、そうした制度をつくってそれをきちっと周知徹底するというのをやっていくことは、これは実施の上で必要だと思っておりますし、運転免許証あるいは保険証、そういったものに拒否の表示がきちんとできるように、制度上しっかりやってまいりたいと思います。

(平成21年5月27日参議院厚生労働委員会提案者河野太郎議員)

【改正臓器移植法附則第5項に伴う検討課題】関係

<附則第5項（検討規定）の趣旨について>

- 児童虐待を行った者は、被害者である児童の利益を考慮した上で意思表示をするという立場にはなく、また臓器の摘出が虐待を隠滅することに使われてはならないことは言うまでもありません。虐待を受けて死に至った児童から臓器が摘出されることがないようにするのは当然のことと考えております。（以下、略）

（平成21年7月7日参議院厚生労働委員会提案者山内康一議員）